

2007年7月15日：総務省東京行政評価事務所行政相談課あて
「国土交通省中部運輸局職員に係る国家公務員適格審査についてのお願い」

2007年7月15日

〒169-0073 東京都新宿区百人町3-28-8
新宿地方合同庁舎
電話 03-5331-1752
0570-090-110
FAX . 03-5331-1761
総務省 東京行政評価事務所
行政相談課 甲能(こうの)様

〒 東京都足立区
自宅電話 - -
(家庭の事情によりつながりにくい、伝言不可)
(留守電、携帯、FAX、メールアドレスは無)
半澤一宣(印)(はんざわ・かずのり)

国土交通省中部運輸局職員に係る国家公務員適格審査についてのお願い

冠省 先月20日付けで甲能様の前任者の柳田様あてで申し立てた件につきまして、昨14日に中部運輸局から回答書が届きましたので、そのコピーをお送りします。

御覧になればおわかりのように、中部運輸局は、従来の見解を繰り返しただけで、私が5月7日付け中部運輸局あて文書で指摘した、中部運輸局と名古屋鉄道株式会社(名鉄)が示した再発防止策の矛盾については全く触れておらず、すなわち説明責任を放棄したまま幕引きを図ろうとしています。これは、鉄道利用者が受けた犯罪被害の放置に係る名鉄の責任逃れ、すなわち名鉄(の従業員)の犯罪を中部運輸局が不問としたものであり、中部運輸局が名鉄の犯罪の共犯者となったに等しいものです。

ついでに記せば、中部運輸局は、過日の貴事務所からの調査に対して「現在、『2. 神宮前1号踏切の保安対策に係る件』で照会のありました踏切関係の回答で最終調整を行っておりますので、もう少し時間をいただければと存じます」と回答していたようですが、中部運輸局から私に届いた回答書の「別紙」を見る限り、その内容は5月末の時点で回答可能なものでしかありませんでした。このことから、中部運輸局は、私が貴事務所に調査を依頼しなければ、私に回答をせず放置するつもりであったことは明白です。

中部運輸局担当者のこのような姿勢については、公共の福祉=国民への奉仕を使命とする国家公務員としての適格を欠いていると考えざるを得ません。

よって私は、

中部運輸局鉄道部監理課長(氏名不詳)

同 課長補佐・加藤新太郎

の2名について、国家公務員としての適格審査を申し立てたいと考えております。ただ、私は検察官に対する適格審査を申し立てたことはありますが、一般の国家公務員に対する適格審査を申し立てたことは、まだありません。そこでお手数ですが、本件適格審査の申し立て方法の詳細、具体的には関係する法令の名称(「検察官適格審査法」に相当するもの)や申立書の提出先などにつきまして、折り返し御教示をいただきたく存じます。

何かと御多忙のおり誠に恐縮ですが、どうかよろしくお願い申し上げます。

草々

記事 クロネコメール便による配達記録

荷物番号 9603-9475-0836

2007年7月 日 百人町2丁目メール便センターにて投函完了